

急性期病院看護師の過去5年間の所定外労働時間の推移と分析

多根総合病院 看護部

廣川 まどか

要 旨

近年、国を挙げての働き方改革が推進される中、当院でも職員の所定外労働時間の削減は喫緊の課題であり、その削減に向けた様々な取り組みが行われている。今回、当院における看護師の過去5年間の所定外労働時間を調査し、われわれの取り組みがそれらに与えた影響について後ろ向きに考察を行った。より細かな分析のために、所定外労働時間を「記録」「入院・退院患者対応」「リーダー業務」「患者ケア」「薬管理」「その他」の6つのカテゴリーに分類をした。調査の結果、所定外労働時間に占める割合が多かったのは「記録」「入院・退院患者対応」のカテゴリーであった。対象となった5年間で所定外労働時間は1年あたり延べ2093時間短縮していた。考察としては電子カルテの変更に伴う記録の簡略化（テンプレートや定型文利用など）による「記録」の所定外労働時間への影響は大きい。夜間緊急入院受け入れ病床（以下、Eルーム）の開設は特に夜勤帯の「入院・退院患者対応」の所定外労働時間短縮につながったと考えられる。また「リーダー業務」「薬管理」においてはタスクシフト・タスクシェアの活性化の影響が大きく、「患者ケア」では業務改善が図れた結果、看護師が看護ケア業務に専念しやすくなったことが短縮の要因と考えられる。

Key words：所定外労働時間；業務改善；タスクシフト・タスクシェア

は じ め に

長時間労働は、働く人の健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因と言われている。長時間労働を是正することによって、いわゆるワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者も就労しやすくなり労働参加率が向上すると考えられている¹⁾。そのため、2019年に労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律で規定された。

なかでも医療においては、医師を筆頭に長時間労働が常態化しているという現状があり、とりわけ医療の質と安全の確保を脅かすという問題がある。疲労した状態での診療、看護は判断力や集中力の低下を招き、患者の安全に悪影響を及ぼす可能性がある。また、人

材確保が困難になることや、離職率が高くなるなど医療の持続可能性の面からも長時間労働の改善は喫緊の課題と考えられている。

当院は、病床数304床の二次救急指定病院で、一般入院基本料1を算定しており、2022年度の看護師在籍数は306名、病床稼働率は91%、平均在院日数は9.5日、さらに年間の救急搬送件数は7000～8000件（コロナ禍の2022年度は9885件）と相対的に高水準の急性期医療を提供している（図1）。

そうした中で働き方改革を推進していくために、当院でもいくつかの業務実施体制の見直しを行ってきた。2018年度～2022年度までの主な取り組みを表1に示すが、特に看護業務と関連の深いものには以下のようなものがある。

一つには2018年12月の電子カルテシステムの変更である。



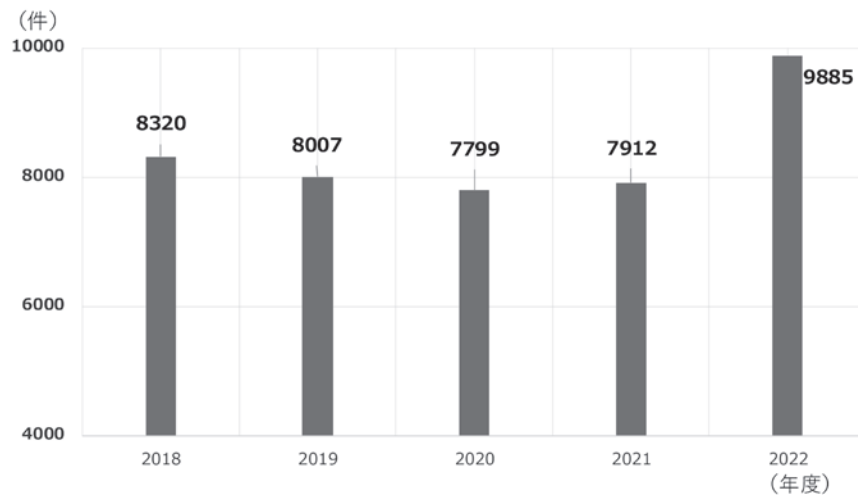


図1 当院の救急搬送台数の推移

表1 当院の所定外労働時間短縮への取り組み

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
業務改善・院内システム変更等	・電子カルテシステムの変更 (必須記録のパターンテンプレート化, 指示システムの効率化)		・看護方式の見直し ・申し送り内容見直し	・夜間緊急入院受け入れ病床開設 ・夜勤者のマスクの色変更 ・緊急入院患者の持参荷物の一包化ルール統一	・所定外労働時間の分析・対策の可視化, 共有 ・看護補助者による定期薬セッティング
外部委託			・配膳 (外部委託) ・おむつ / 寝衣のレンタル業者参入		・レンタル業者による契約患者への病衣, おむつ等の配布
薬剤部			・病棟配置薬の SPD 管理 ・つながりシートによる患者介入依頼		・夜間救急受け入れ病床患者の点滴・処方薬準備
リハビリ			・つながりシートによる患者介入依頼	・リハビリ患者の迎え開始 ・リハビリ最終患者においては病棟へ送る.	
検査				・COVID-19 の検査依頼と検体回収	
ME			・シリンジポンプ, 輸液ポンプの定数配置と使用後の回収を含めたメンテナンス	・人工呼吸器や生命維持装置装着患者の搬送 ・ベッドサイドの中央配管システムの点検	
栄養科		・食事プレートの視認性向上 (フォントサイズや色の変更)	・つながりシートによる患者介入依頼		・栄養士による食事介助
管理部・クラーク	・転院時, 車両部による病室までのお迎え		・病棟クラークによる入院患者の病室案内, 病棟オリエンテーション実施	・医事課スタッフの病棟配置	・医事課スタッフによる有料個室の説明と契約手続き

2020年度には薬剤部へ Supply Processing and Distribution（以下、SPD）システムを導入した。その他、おむつ・寝衣のレンタル業者の参入、食事の配膳などの業務の外部委託が行われた。

また、教育担当看護主任が主体となり、各病棟の看護提供方式の見直しや、申し送り時間短縮に向けて申し送り内容の統一などを行った。

2021年度からはEルームという夜間の緊急入院患者の受け入れを専門に行う病床の運用を開始した。これにより、一般病棟とEルームの業務の分業ができるようになった。

さらに、夜勤者と日勤者が異なる色のマスクを着用するように定め、お互いの判別を容易にして、勤務交代後の指示や仕事の依頼を控えるようにした。

2022年度からは労務担当看護主任がお互いの部署における所定外労働時間の分析や対策の共有化を開始し、他部署の状況も把握できるようになった。また、看護補助者による定期処方薬セットや、検査時の電話連絡の削減などのタスクシフト・タスクシェアが積極的に行われるようになった。

今回、われわれは当院に勤務する看護師の過去5年間の所定外労働時間の推移を調べ、われわれのこうした取り組みがどのように所定外労働時間の短縮に影響を与えたかを考察し、報告する。

目 的

急性期病院に勤務する看護師の過去5年間の所定外労働時間の推移を調査し、所定外労働時間短縮のため

の取り組みの影響を考察する。

研 究 方 法

期間：2018年4月1日～2023年3月31日。

対象：当院に勤務する看護師長を除くすべての看護師の所定外労働時間。

方法：後ろ向き調査。所定外労働時間を「記録」「入院・退院患者対応」「リーダー業務」「患者ケア」「薬管理」「その他」の6項目に分類し、関連する要因を考察する。

倫理的配慮：本研究は、医療機関情報および個人情報特定されないよう配慮した。

結 果

過去5年間で最も多く所定外労働時間が発生していたのは、2018年度で年間延べ3972時間であった（図2）。以降、減少傾向にあり、2022年度は延べ1879時間であった。一人当たりの所定外労働時間も全所定外労働時間に比例して減少していた。

所定外労働時間を「記録」「入院・退院患者対応」「患者ケア」「リーダー業務」「薬管理」「その他」の6項目のカテゴリーに分類して分析すると、特に多かった項目は「記録」と「入院・退院対応」だが、どちらも減少傾向となっており、「その他」を除く5項目すべてで減少が見られた（図3）。「その他」の項目については、手術室の手術介助や救急外来の救急患者対応、それらに伴う休憩不足が大半を占めていた。

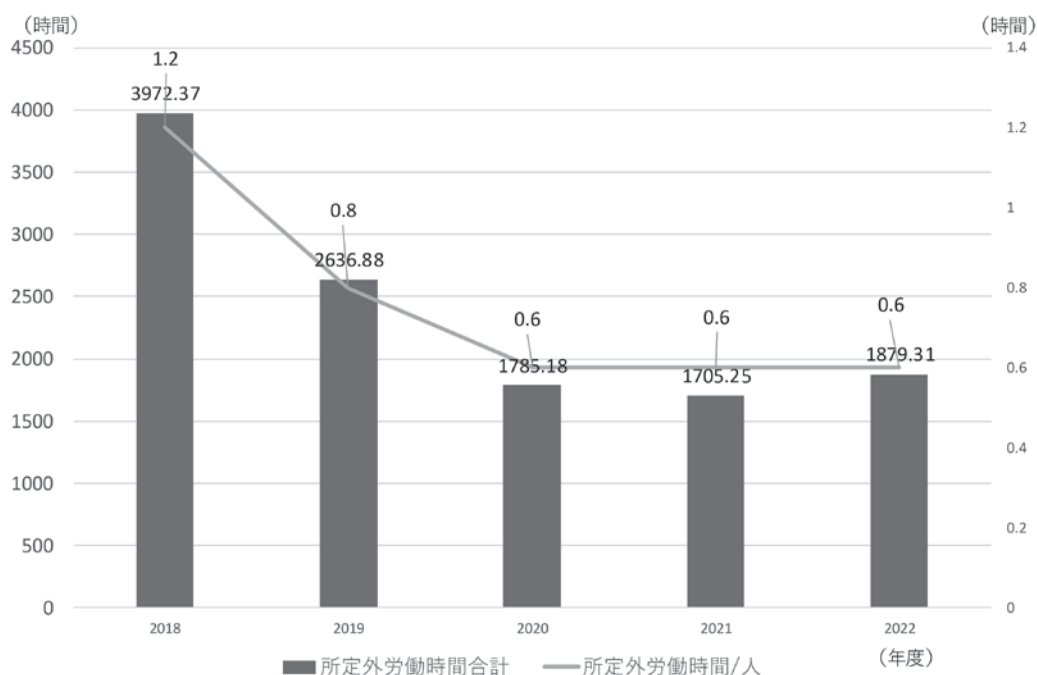


図2 当院の看護師の所定外労働時間の推移

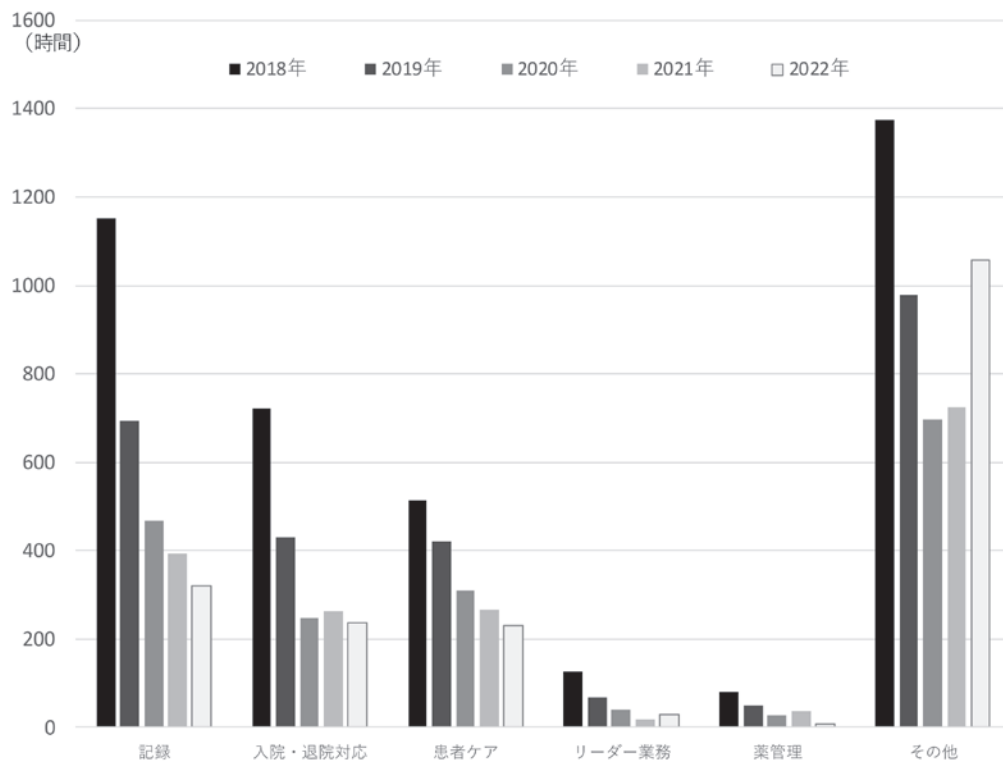
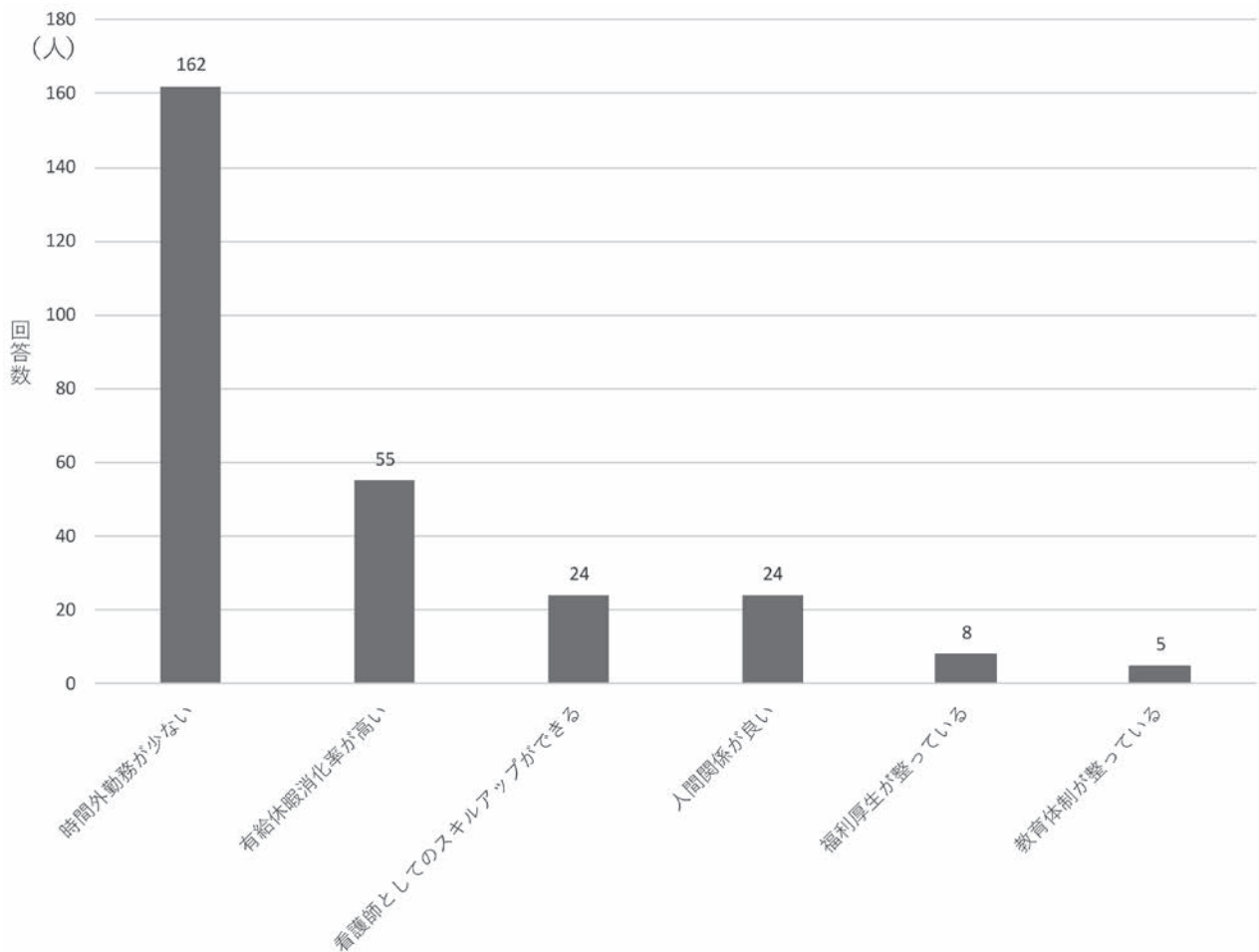


図3 カテゴリー別の所定外労働時間の推移

図4 当院で働いて良かったと思うことに関するアンケート
(2023年実施, 看護職員全員を対象, 複数回答可能)

考 察

まず、所定外労働時間は2018年度と2022年度を比較すると延べ2093時間短縮していた。カテゴリ別に見ると「記録」「入院・退院患者対応」「患者ケア」「リーダー業務」「薬管理」の5項目で時間短縮が見られた。

所定外労働時間のうち「その他」以外のカテゴリで最も比重の大きかった「記録」のカテゴリでは、2018年と比べると2022年は3分の1にまで減少していた。これは電子カルテシステムの変更に後、テンプレートや定型文が使えるようになり、記録の簡略化が進んだことが影響していると考えられる。

「入院・退院患者対応」も従来多くの所定外労働時間の割合を占めていたが、これも3分の1程度まで減少していた。電子カルテシステムの変更による記録の簡略化の影響もあるが、2021年度に夜間緊急受け入れ病床（Eルーム）を開設したことが効果的だったと考える。従来、夜間の緊急入院は各病棟が繁忙な通常業務の中でそれぞれの病棟が請け負っていたが、夜間緊急受け入れ専用の病床を開設することによって、このEルームと一般病棟での業務の分業ができるようになった。つまり、夜間の通常業務が緊急入院対応で妨げられる機会が減り、一般病棟における夜勤帯の所定外労働時間が減少したと推測する。また、単純に所定外労働時間が減少したことにとどまらず、一般病棟では不穏患者、重症患者対応などの看護業務により専念できることになり、看護師のストレス軽減にもつながったと考えている。結果としてたとえば2022年度には救急搬送件数が過去最大の9885台/年となったが、「その他」以外のカテゴリでは所定外労働時間の増加は見られなかった。

「その他」のカテゴリには手術室の手術介助や救急外来の救急患者対応などが含まれるが、2020年度から2022年度にかけてほかの項目が減少している中、「その他」の項目が増加しているのは救急搬送数の増加が影響していると考えられる。

2020年度のSPDシステムの導入によって、常備薬の補充や管理、処方薬の運搬などの業務が外部委託となった。また、2022年度からは看護補助者による定期薬のセッティングが行われるようになり、それまで多くの時間を費やしていた薬剤部まで薬剤を取りに行く業務や、患者ごとに多量の定期処方薬を薬剤カートにセットする業務などがなくなった。このようなタスクシェアやタスクシフトが活性化したことにより「リーダー業務」や「薬管理」にかかる所定外労働時

間が減少した。

このように業務の効率化が行われ、看護師が看護ケア業務により専念する時間を多くとれるようになった結果、「患者ケア」が業務時間内に終了できるようになったと思われる。

冒頭で記したように、所定外労働時間の削減は働きやすさやワーク・ライフ・バランスの向上につながると考えられている。当院看護部が2023年7月に全看護職員を対象に「当院で働いて良かったところ」に関するアンケートを行ったところ、回答のあった200人に関する集計では「時間外勤務が少ないこと」が1位に挙がっており（図4）、所定外労働時間の削減が、実際に働きやすさや職員満足度につながっていることが示唆された。

結 語

当院の過去5年間の看護師の所定外労働時間は減少傾向であった。それは働き方改革という国の施策に呼応してわれわれが行った、電子カルテのシステムの変更、Eルームの開設、タスクシフト・タスクシェアの活性化、業務改善などの様々な試みの成果であると考えられる。

常態化した社会のシステムには慣性がはたらくと考えられており、システムの問題点を多くの人々が認識して問題視しない限り、システムの改革は進まない。仮に改革が行われたとしても、そのことによってもたらされるプラスの要素が実感できないと改革を持続的に進めることは困難である。

働き方改革においても、改革の成果を見える化し、実際にワーク・ライフ・バランスが向上することや、より働きやすくなるということを実感できることが重要である。それによって、看護師一人一人の労働時間管理への意識向上につながり、さらなる業務改善への原動力になると考えられる。

文 献

- 1) 厚生労働省：働き方改革実行計画。「働き方改革」の実現に向けて、2017,
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Roudouseisakutantou/0000173130.pdf>

参 考

- 1) 日本看護協会編：看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェアに関するガイドライン及び活用ガイド、2022, <https://www.nurse.or.jp/>

nursing/assets/shift_n_share/guideline/tns_
guideline.pdf

- 2) 津谷量哉：夜間緊急入院受け入れ専用病床の設置
の効果 急性期病院一般病棟の夜勤看護師への影

響について. 多根病医誌, 12 (1) : 77-85, 2023

- 3) 金子 正：長時間労働の是正について. 総合健
診, 45 (2) : 322-327, 2018

Editorial Comment

長時間の所定外労働時間は、労働者のバーンアウト
や離職へとつながる可能性が大きい。この論文は、所
定外労働時間を6項目（看護記録、入院・退院患者対
応、リーダー業務、患者ケア、薬管理、その他）に分
類し、5年間という長期間で削減に繋がった要因を分
析していることに意義があると考ええる。業務改善にお
いては、看護実践にも深く関わり、かつマネジメント
にも携わる看護主任の立場であるからこそ、成し遂げ

られたことが大きいと推察する。また、何よりも重要
であり困難なことは、臨床現場の最前線で活躍する看
護師の意識改革である。様々な取り組みがこれに関与
していることが伺われ、多くの医療機関で参考にして
いただきたい論文である。

人財マネジメントセンター
大崎和子